

平成27年度 中部バリアフリー連絡会議

■日時： 平成28年3月1日（火） 13:30~16:00

■場所： 名古屋合同庁舎第1号館 11階運輸会議室

- 委員：
- 磯部 友彦（中部大学 都市建設工学科 教授） <座長>
 - 臼井 隆雄（岐阜市障害者生活支援センター 所長）
 - 板井 正斉（皇學館大学 現代日本社会学部 准教授）
 - 山田 昭義（社会福祉法人 AJU 自立の家 専務理事）
 - 仁木 雅子（社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会 理事長）
 - 山下 文明（社会福祉法人 名古屋ライトハウス 事務局長）
 - 沢田 直人（公益財団法人 愛知県老人クラブ連合会）
 - 中井 恵美（NPO 法人 子育て支援のNPOまめっこ 事務局長）
 - 小倉 健太郎（公益社団法人 静岡県聴覚障害者協会 事務局長）
 - 小川 剛矢（一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会 課長補佐）
 - 野口 あゆみ（NPO 法人 伊勢志摩バリアフリーツアースセンター 事務局長）
 - 山田 幸代（福井市ボランティア連絡協議会 事務局長）

【事業者・関係協会】 東海旅客鉄道(株) / 中部鉄道協会 / 中部バス協会 /
中部タクシー協会連合会 / 東海北陸旅客船協会

【行政機関】 愛知県 / 静岡県 / 岐阜県 / 三重県 / 福井県 / 名古屋市 / 静岡市 / 浜松市

【事務局】 中部運輸局 / 中部地方整備局

- 議事：（1）国土交通省のバリアフリー施策の取り組みについて
（2）自治体におけるバリアフリー推進の取り組みについて
（3）テーマ別報告及び意見交換
- ①バリアフリー基本構想の作成促進について
 - ②観光バリアフリーについて

意見交換の概要は次のページに掲載しています。



<バリアフリー関係の全般的なこと>

●バリアフリーの地域格差の問題について

- 地方部では、車いすで乗れるノンステップバスや有人駅が少なく運行本数も少ない。一方で、都市部では公共交通のバリアフリー化が進み、健常者と同じように利用できる。障害者は地方で生活ができないので、ますます都市部に集まるしかない。地方部と都市部のバリアフリーの格差について、国は問題と認識して対応すべき。

●言葉のバリアフリーについて

- 国の交通政策基本計画において、「言葉のバリアフリー対策の推進（訪日外国人の移動の容易化）」ということがあるが、手話もひとつの言語であるので、手話も含めて、言葉のバリアフリー対策を考えるべき。

●ユニバーサルデザインの好事例について

- 聴覚障害者にとってのバリアはまだ対応が遅れているが、例えば羽田空港の新国際ターミナルは、様々な障害特性を考慮してユニバーサルデザイン設計がされた好事例である。
- こうしたユニバーサルデザインの設計は、実は中部国際空港が先駆け。誰でも使えるということ、障害当事者を交えて検討し実現した。このように、障害当事者が携わる仕組みをこれからもやっていけると良い。

<公共交通機関に関すること>

●利用の事前連絡について

- 車いすで公共交通や設備を利用する際に、「〇〇日前までに申し出て下さい」と言われるが、急に利用を思い立つことや、初めてで事前連絡が必要であることを知らないことがある。事前連絡がなければ利用できないといった対応が無いようにしてほしい。

●鉄道の乗降におけるハード的なバリアフリー化について

- 駅係員が付き添わなくても車いすでの乗降できるように、ホームと車両の間をハード的にバリアフリー化できれば、無人駅でも乗降が可能になるし、付添いが不要になり駅係員の業務の合理化にもなる。国はそのための仕組みを作っていくべき。

●駅のバリアフリー化の 3,000 人要件について

- バリアフリー法の目標である、一日乗降客数 3,000 人以上ということでバリアフリー整備の対象駅が検討されがちであるが、例えば、観光需要などの利用の実態を考慮して、整備を検討すべき。

●ワンステップバスによるバリアフリー化について

- 車いす対応のワンステップバスでは、スロープが急で乗り降りが困難なため、やはり地方部でもノンステップバスによるバリアフリー化を進めて欲しい。

<その他の話題>

●バリアフリー基本構想について

- 様々な施設及び関係者が集積したエリアにおいては、基本構想によりトータル的に整備を進める意義があるが、構想作成の煩雑な手続きが伴う。そうでないエリアでは、必ずしも基本構想でやらなくてもいいのではないか。ただし、関係者間で整備の整合を図ることや利用者の意見を反映させる仕組みは必要なので、地区の特性や抱える課題に応じて、簡便な手続きや協議の場で調整を行える、基本構想制度を簡略化した制度ができるとうい。

(参考資料：類型別バリアフリー整備地区（磯部教授作成）)

●パーキングパーミット制度について

- 三重県ではパーキングパーミット制度を導入しているが、隣接県の愛知県と岐阜県では導入されていない。そのため、愛知県と岐阜県からの来客が多い集客施設において、パーキングパーミット駐車枠を導入すると、愛知県と岐阜県から訪れる障害者にとって不便になる恐れがあることから、導入に踏み切れないという状況がある。導入・未導入の県が混在していることでこうした問題がある。
- パーキングパーミットの利用証は、比較的軽度の障害者が取得できるということで、導入によって重度障害の方が使いづらくなったという意見がある。また、「利用証さえあれば駐車してよい」ということで、モラル意識による譲り合いが阻害されるという懸念があり、導入する結論には至っていない。
- 警察（公安委員会）が交付する「駐車禁止等除外標章」の掲示によって、障害者用駐車場を利用できるという仕組みにしてはどうか。これなら全国共通で利用できる。

●観光バリアフリーについて

- まずは、観光案内所という一角だけで良いので、障害者に対して不自由のない案内ができる案内所が必要。
- 観光に必要なバリアフリーとは、バリアフリーの連続性である。観光するにあたっては、情報収集から始まり、交通手段、宿泊地、目的地、とそれぞれがバリアフリーで上手く繋がらなくてはならない。連続したバリアフリーの実現のため、地域に跨がった協力が必要である。